

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 関 戸 郁 文

工事監査結果報告書

監査対象工事 岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設工事

監査実施日 令和4年1月13日（木）

監査場所 岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場

監査概要 この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。

なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

文書中の.....は、今後に向けての検討要望事項である。

岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部		部長	片岡和浩
〃 都市整備課		課長	西村忠寿
〃 〃	計画営繕グループ	主幹	岡茂雄
〃 〃	〃	主任	長坂浩之
〃 〃	〃	技師	井上秀和
総務部 行政課	契約検査グループ	統括主査	森吉正
〃 〃	〃	主任	櫻井陽介
教育こども未来部			
〃 学校教育課		課長	近藤玲子
〃 〃	学校教育グループ	主幹	酒井寿
〃 子育て支援課		課長	西井上剛
〃 〃	児童グループ	統括主査	林高行

工事受注者

昭和土建株式会社 岩倉支店	現場代理人	坂口優友
	監理技術者	川瀬慶一郎

設計及び工事監理受託者

大建設計株式会社 名古屋事務所	所長	藤田享弘
		平光由佳

2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市本町南新溝廻間2番地

(2) 工事内容

岩倉北小学校の敷地内に設置されている市立体育館は、昭和40年5月に開館されており、建設後50年以上が経過し、老朽化が進んでいる。そのため、既存の市立体育館を廃止し、新たに岩倉北小学校の屋内運動場として整備する。

また、屋内運動場に放課後児童クラブ施設を併設し、複合化を図る。

(3) 工事概要

- ・敷地面積 21,799.64 m²
- ・建築面積 1,981.62 m²
- ・床面積 1階 1,785.77 m² 2階 174.90 m²
- ・延床面積 1,960.67 m²

- ・構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

ア 工事内容

- ・建築工事 一式
- ・鉄骨工事 一式
- ・電気設備工事 一式
- ・機械設備工事 一式
- ・解体・外構工事 一式

(4) 工事受注者

昭和土建株式会社 岩倉支店

(制限付一般競争入札「総合評価落札方式」(6者)、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設 計：大建設計株式会社 名古屋事務所

工事監理：大建設計株式会社 名古屋事務所

(6) 事業費

設計金額(税込) 812,042,000 円

契約金額(税込) 744,700,000 円 (うち消費税及び地方消費税 67,700,000 円)

落札率 91.71 %

(7) 工事期間

令和3年5月19日から令和4年3月31日まで

(8) 進捗状況(令和3年12月末日現在)

計画出来高 59.5% 実施出来高 59.0% (計画より0.5%遅い。)

(9) 工事監督職員

総括監督職員 西村 忠寿 (建設部都市整備課長)

主任監督職員 岡 茂雄 (建設部都市整備課計画営繕グループ主幹)

専任監督職員 長坂 浩之 (建設部都市整備課計画営繕グループ主任)

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。(地方自治法第234条の2) 契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

74,470,000 円

【東日本建設業保証株式会社：契約金額の1/10以上】

- (2) 「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づき、前払金保証については、岩倉市公共工事請負契約約款どおりであり適正であった。

297,800,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の 40%以内】

- (3) 入札状況について

- ・ 公告日 : 令和 3 年 3 月 15 日
- ・ 参加申込期間 : 令和 3 年 3 月 15 日 ~ 令和 3 年 4 月 12 日
- ・ 入札受付 : 令和 3 年 4 月 13 日 ~ 令和 3 年 4 月 14 日
- ・ 開封・開札日 : 令和 3 年 4 月 15 日

本工事の入札は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱」、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実施 要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積り期間は、「令和 3 年 3 月 16 日（公告翌日）～令和 3 年 4 月 14 日」（30 日間）あり、建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項に規定された必要な見積り期間（予定価格が 5,000 万円以上の工事については、15 日以上）は確保されて適正であった。また、本工事は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決に付さなければならない予定価格 1 億 5,000 万円以上の金額であり、議会で議決（令和 3 年 5 月 11 日付議会可決）され、適正に契約を締結していた。

- (4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」を添付し適正に作成されていた。

- (5) 現場代理人及び監理技術者届等

「現場代理人及び監理技術者届」は、適正に整備されていた。

「施工体系図」は整備されており、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

- (6) 監督職員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。また、本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

- (7) 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度※1に加入している。しかし、通常比率よりも共済証紙の購入金額が少なく思われる。

下請業者から提出を受けた「証紙貼付状況報告書」を監督職員及び検査職員の求めに応じ、元請業者より提示させていただきたい。

※1 建設業退職金共済制度は、建設工事に従事する労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に寄与することを目的として創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

「建築工事事務の手引（令和3年7月）」（愛知県建設局）より

元請業者は、建設業退職金共済制度対象労働者のうち、下請業者が雇用する労働者で共済証紙を下請業者が交付するものについては、「証紙貼付状況報告書」の提出を下請業者から受け、監督員、検査員の求めに応じ、提示する。また、元請業者自ら雇用する労働者及び下請業者が雇用する労働者で共済証紙を元請業者が交付する場合（事務受託）については、「証紙貼付状況報告書」若しくはそれと同等の内容が確認できる書類を監督員、検査員の求めに応じ、提示する。

また、建設業退職金共済制度に加入している場合は現場に標識を掲示する。標識は、建退共支部で交付を受ける。

提出書類

書類名	備考
掛金収納書	契約後1ヶ月以内に、請負者から監督員へ提出。 1ヶ月以内に提出できない場合は、その理由と提出可能時期を書面で提出。（任意様式）
証紙を購入しない理由書	証紙を購入しない場合、請負者が監督員へ提出
建設業退職金共済証紙貼付状況報告書等、配布枚数が確認できる書類	監督員、検査員の求めに応じ、提示する（元請け分、下請け分とも）

「愛知県土木工事現場必携（令和3年4月）」より

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

- (1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出
- (2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示
- (3) 標準仕様書第1編1-1-49
- (4) 契約後1か月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

<注意事項>

- (1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。
→ 様式は、建退協支部で交付を受ける。
- (2) 掛金収納書を契約締結後1か月以内に提出できない場合は？
→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要ない。
- (3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？
→ 愛知県が発注した他工事において購入した証紙であれば、使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。
また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。
例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

※上記「注意事項（3）」について、岩倉市の建設工事においては、岩倉市又は岩倉市水道事業が発注した他工事において購入した共済証紙に限り使用を認める取扱いとする旨、平成31年3月22日付で行政課長より通知されている。
（平成31年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用）

(8) 工事保険契約

建設工事保険、賠償責任保険加入証明書、労働基準監督署への提出（適用事業報告書等）（控え）を確認し、適正であった。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計方針

放課後児童クラブ施設が学校の中に配置されることから、安全面の向上を見込むとともに、老朽化した施設から新しい施設になるため、子どもたちにより良い環境を提供する。

イ 設計について

詳細設計は、「大建設株式会社 名古屋事務所」が実施していた。

設計方針に記載していた「子どもたちにより良い環境」を配慮した適切な計画設計となっており、適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	著者	発行年月日
公共建築工事費積算基準	愛知県	
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	平成31年版
人にやさしい街づくりの推進に関する条例	愛知県	

(2) 積算に関する書類

ア コスト縮減

放課後児童クラブ室及び図書ホールの空調方式は、イニシャルコスト、ランニングコストを考慮して、電気ではなく都市ガスによるガスヒートポンプ方式を採用した。

イ 工事積算

積算は、「公共建築工事費積算基準」に基づき、市販刊行物の「建設物価」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」、「積算資料」、「土木コスト情報」を用い適正に算出していた。刊行物に記載されていない(物価資料によらない)場合は、原則3者以上の見積りを徴取し、本工事の採用単価とし適正に積算していた。

積算単価の妥当性を示す根拠は、分かりやすく整理されていた。

1) 単価・歩掛のない場合の取扱い

① 公的単価(物価資料、積算資料等)

② 見積り(3者最低価格)

2) 数量算出・設計書の照査方法

① 管理技術者による照査を実施した。

② 工事発注時において、図面、数量及び設計書の整合の確認を実施した。

ウ 設計内訳書

内容的に問題はなく、適正に作成整備されていた。

設計書に単価適用年月(令和3年2月)が記載され、根拠が明確であった。

【積算参考図書】

図書の名称	著 者	発行年月日
公共建築工事積算単価表	愛知県	令和3年2月
建設物価	一般財団法人 建設物価調査会	令和3年2月
積算資料	一般財団法人 経済調査会	令和3年2月
建築施工単価	一般財団法人 経済調査会	令和3年1月
建築コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和3年1月
土木コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和3年1月

3-3 施工に関する書類

(1) 現場代理人及び監理技術者等

「現場代理人及び監理技術者届」、契約段階の工程表などは契約後5日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書（岩倉市長）」、「工事届出書（岩倉市消防長）」等必要な手続は的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（コリンズ・工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

建築工事受注者に若手技術者が含まれていた。建設従事者の若手人材育成の観点から、個人資格登録であるコリンズの登録をすることにより、技術者としてのインセンティブを与えて、業務遂行させることを願います。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出（監査日までに7回）提出させており、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」、「建設業法第24条の8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）より元方事業者からの下請契約を確認しており適正であった。

【参考】 施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- ・ 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- ・ 公共工事においては、平成 27 年 4 月 1 日以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、 施工体制台帳を作成しなければならない。（建設業法第 24 条の 8）
- ・ 施工体制台帳は、工事中は工事現場に備え置くことが義務づけられている。（建設業法第 24 条の 8）
- ・ 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務づけられている。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項）
- ・ 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、同施行規則第 26 条、第 28 条）

(5) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月 5 日までに実施工程表により提出させていた。計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。

(7) 施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

また、工事監理者がチェックを行い、監督職員が確認しており適切な管理であった。

(8) 工事材料関係の書類

使用材料承認願などは、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備されていた。監査日までに計 8 回提出していた。（8 回目は令和 3 年 11 月 26 日に提出）

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(9) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。定例会議は、月2回開催され、議事録を確認した。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、適正であった。
- (2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約などは、適正に実施されていた。
- (3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理が適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。
- (4) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第5条第2項に規定する事業者である。工事完成後は速やかに「建設副産物情報交換システム（COBRIS）※」を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出されたい。

※「COBRIS」：Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

【参考】愛知県建築工事事務の手引（令和2年4月）より

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS／コブリス）」により作成する。（<https://www.recycle.jacic.or.jp>）
- ・次のものを添付する。
 - ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
 - イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）
 - ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）
 - エ 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（フロー図等）
 - カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・工事請負契約時に建設リサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

項 目	産 業 廃 棄 物		建設発生土
	アスファルトがら	コンクリートがら	
委託契約書	有	有	無
処分業許可証	有	有	有
収集・運搬業許可証	有	有	無
処分地・運搬経路図	有	有	有
マニフェスト管理	有	有	無

3-5 安全管理に関する事項

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。
- (3) 安全管理書類(グリーンファイル)は、適切に管理保管されていた。

【参考：グリーンファイル】

協力業者が作成する安全書類や作業所毎の作業員情報の管理については、従来から効率化や合理化が求められてきた。安全管理書類(通称：グリーンファイル)は、一般社団法人全国建設業協会において「全建統一様式」が制定されており、この書式を用いる場合が多い。

例えば、労働安全衛生法に関わる主な安全書類は、①作業員名簿、②免許、資格証の写、③移動式クレーン、車両系建設機械等使用届、④持込機械等(電動工具、電気溶接機等)使用届、⑤有機溶剤・特定化学物質等持込使用届、⑥火気使用願、⑦安全衛生計画書等がある。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して問題は認められなかった。
- (2) 現場は、整理された状態であり、適切な管理がなされていた。
- (3) 建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等は、適切であった。
(愛知県土木工事現場必携参照)

【参考】建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等（愛知県土木工事現場必携）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘要
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第 24 条の 8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-9 第 1 編 1-1-12 第 2 項
再下請負通知書の提出案内 注)	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆が見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書 p1-14 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立票	労働者に見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書 p1-43 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第 18 条の 7 石綿障害予防規則第 3 条

注) 再下請負通知書の提出案内の工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所（注 1）まで、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

（注 1）提出すべき場所を明確に記載すること

- (4) 本工事は、学校内工事であり、仮設トイレを利用する児童が工事搬入道路を横断せざるを得ない状態である。作業員車両及び工事用車両など予期しない搬入・搬出等、イレギュラーの際の対応として、元請業者が、協力会社に対して交通災害を起こすことがないように安全徹底していただくよう周知教育の徹底をお願いします。

5 技術調査全般工事監査による書類の検査、工事実施状況の確認

今回の監査は、サンプリング監査であり細部まで検証できなかったが、各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されていた。

今後も、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

本工事は、小学校屋内運動場等複合施設の建設であり、令和4年度当初にこの施設を利用して予定される行事もあると伺っている。年度末は、作業員人材の不足、受注会社としての手配調整など厳しい面がある中で、本工事の安全管理、品質管理、人的資源管理などに悪影響となる要素が多く潜んでいる。発注者は、指導的立場により、適切な指示・指導を行っていただきたい。

受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、より徹底した施工管理を実践し、特に、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。